Oneピュア・インド株式ファンド

追加型投信／海外／株式

運用実績

運用実績の推移

（設定日：2006年5月31日）

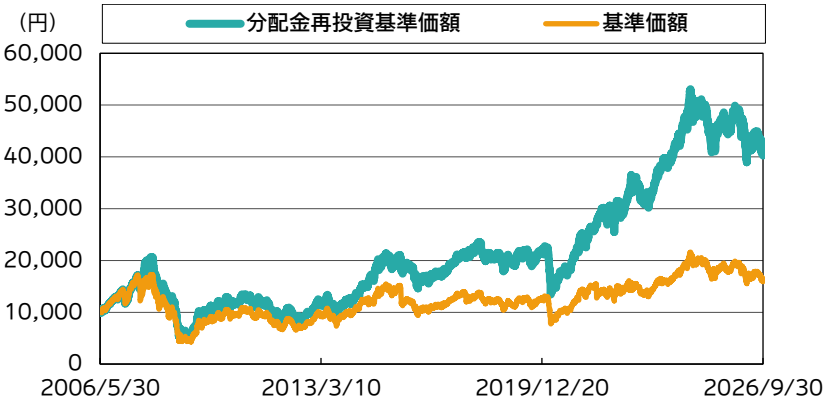

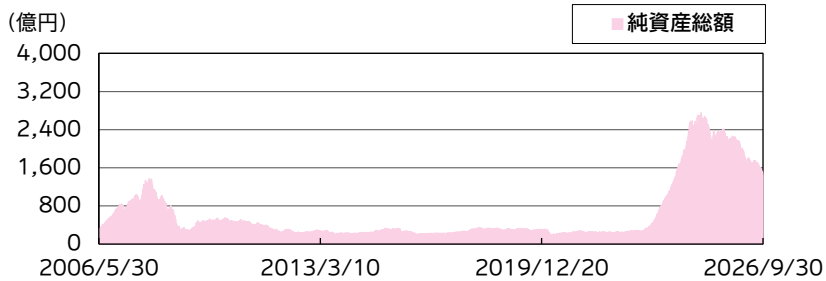

※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額（円）	15,886	17,096
純資産総額（百万円）	144,733	159,847

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額（円）	基準日
設定来高値	21,610	2024/07/10
設定来安値	4,271	2009/03/12

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率（税引前分配金再投資）（%）

1ヵ月	-7.1
3ヵ月	-9.6
6ヵ月	2.8
1年	-10.9
3年	2.8
5年	39.6
10年	133.0
設定来	302.6

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金の実績（税引前）（直近3年分）

期	決算日	分配金（円）
第18期	2024/08/22	250
第19期	2025/08/22	160
第20期	2026/08/24	170
設定来累計分配金		12,700

※分配金は、1万口当たりの金額です。
※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ポートフォリオ構成（%）

TATA・インディアン・オポテュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド投資証券	96.7
短期公社債マザーファンド	1.1
現金等	2.1

※組入比率は、純資産総額に対する割合です。
※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One　アセットマネジメントOne

TATA・インディアン・オポテュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド投資証券の状況

※TATA アセット マネジメント プライベート リミテッドの原則として現地月末営業日のデータを基に委託会社が作成しています。

資産構成比率（%）

株式等現物	97.2
現金等	2.8
合計	100.0
株式先物	-
株式実質組入（現物+先物）	97.2

※組入比率は、TATA・インディアン・オポテュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド投資証券の純資産総額に対する割合です。

組入上位5業種　（%）

	業種	組入比率
1	銀行	36.7
2	素材	9.3
3	エネルギー	7.9
4	食品・飲料・タバコ	7.0
5	電気通信サービス	6.3

※組入比率は、TATA・インディアン・オポテュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド投資証券の純資産総額に対する割合です。
※業種は、世界産業分類基準（GICS）によるものです。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One　アセットマネジメントOne

組入上位10銘柄（%）（組入銘柄数 37）

	銘柄 業種	組入比率	銘柄概要
1	ICICI BANK LTD. 銀行	9.9	インドの大手商業銀行で、リテール向け業務では最大の規模を誇る。投資銀行業務・保険・ベンチャーキャピタル・資産運用も手がける。
2	HDFC BANK LTD. 銀行	9.1	商業銀行業務のほか、大企業向け融資、決済業務などを行う。資本市場における引き受け、アドバイザリー業務などにも注力。
3	RELIANCE INDUSTRIES LTD. エネルギー	7.9	リライアンス財閥の中核会社。ガソリン、灯油、LPガスなど石油化学製品および合成繊維や混紡糸などの生産を行う。
4	IDFC FIRST BANK LTD. 銀行	7.1	個人や法人向けにさまざまな金融サービスを提供する総合金融機関。2024年10月にIDFCと合併。
5	STATE BANK OF INDIA 銀行	6.2	インド国内で幅広い銀行業務や金融サービスを提供する。また、在外インド人を対象とした銀行業務なども手がけ、世界各国に支店を持つ。
6	BHARTI AIRTEL LTD. 電気通信サービス	5.2	インドを代表する民間のテレコムサービスプロバイダ。主にGSM通信による無線サービスを提供している。
7	KOTAK MAHINDRA BANK LTD. 銀行	4.5	インドの大手商業銀行で、リテール・法人向け銀行業務や投資銀行業務、証券仲介業務、消費者金融など幅広い金融サービスを提供する。
8	LARSEN & TOUBRO LTD. 資本財	4.1	建設・重機メーカー。大規模建設プロジェクト受注のほかに、産業機械や重機などを生産販売。
9	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES 金融サービス	3.8	大手クレジットカード会社で、インド最大の国営銀行State Bank of Indiaの子会社。
10	VARUN BEVERAGES LTD. 食品・飲料・タバコ	3.6	飲料メーカー。インド国内外で炭酸飲料や果実飲料、ミネラルウォーターの製造・販売を行う。

※組入比率は、TATA・インディアン・オポテュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド投資証券の純資産総額に対する割合です。
※業種は、世界産業分類基準（GICS）に基づいています。
※当該個別銘柄の掲示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

マーケット動向とファンドの動き

9月のインド株式市場は下落しました。上旬は、中東情勢の緊迫化に伴う原油高や世界的な金利の上昇が経済や企業業績に与える影響が懸念され、下落しました。中旬は、原油の供給懸念から原油高が継続したことや、FRB（米連邦準備理事会）が利上げを行い、更なる利上げの可能性も意識されたことから、続落しました。下旬は、米国とイランの和平協議を巡る不透明感から原油価格が高止まりするなか、インフレが懸念されたため、下落幅を拡げました。
インドルピーは、RBI（インド準備銀行）による米ドル売り・インドルピー買いの為替介入を受けて、対米ドルで上昇する局面がみられたものの、不透明な中東情勢を背景とした原油高や世界的な金利上昇から、月末にかけては下落する展開となりました。また、インドルピーは、対円でも下落しました。
当ファンドでは、銀行、素材、エネルギー、食料・飲料・たばこ、通信サービス等を中心としたポートフォリオとしました。個別では、銀行や金融サービス銘柄を売却しました。

今後のマーケット見通しと今後の運用方針

インドでは、今後数年度に渡って堅調な企業業績の伸びが見込まれています。一方で、株式市場は足もと軟調なことから、特に大型株のバリュエーションは過去平均に比べて魅力的な水準にあります。また、製造業に関しては経営陣がコスト競争力に言及する場面が増えており、今後グローバルに存在感を高めていくことが期待されています。一部の有力企業は独自の技術によって、研究開発が成果として顕在化し始めており、中長期的にはこうした傾向が幅広い企業に波及していくとみています。
このような環境の中、当ファンドでは利益成長力が高く、財務基盤が安定している企業を中心に投資しています。具体的には、負債比率が低く、バランスシートが健全なことに加え、フリーキャッシュフローがプラスである企業を厳選しています。そして、今後もインドの人口動態の優位性、家計における債務水準の低さや投資による金融資産拡大の可能性、耐久消費財の普及余地、および都市化の進展といった中長期的な構造変化のなかで、変化にいち早く対応し、相対的に高い収益の伸びが期待できる銘柄を中心に投資を行う方針です。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

市況動向(設定来)

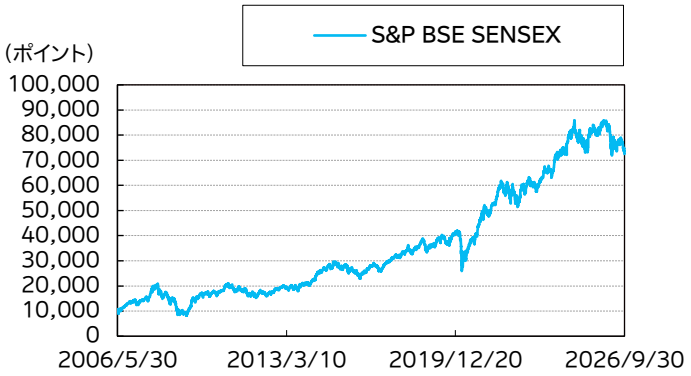

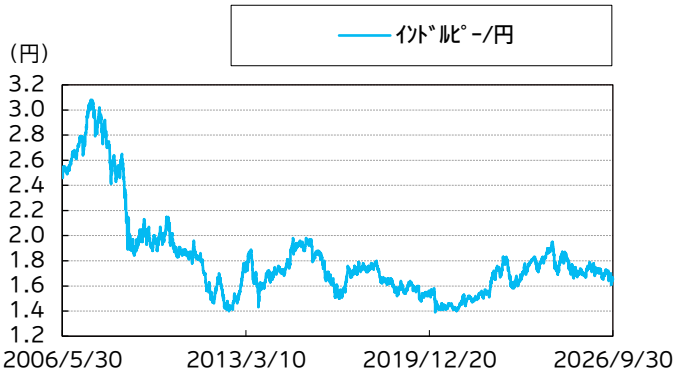

※為替は、一般社団法人資産運用業協会が公表する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)です。
※Bloombergのデータを基に委託会社が作成。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One
アセットマネジメントOne

ファンドマネージャーのコメント

当ファンドは資金動向にあわせ、TATA・インディアン・オポテュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド投資証券（米ドル建て）（以下TIOF）を売買し、組入比率を97％程度としました。

当ファンドは引き続き資金動向を考慮して、TIOFを売買する方針です。また短期公社債マザーファンドの組入比率は1％程度とする方針です。

※ファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。
※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One
アセットマネジメントOne

ファンドの特色

主として投資信託証券に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

1. 主としてインド有数の財閥であるTATAグループの投資信託会社が運用する外国籍の投資信託証券を通じて、実質的にインド株式に投資します。

2. モーリシャス籍の「TATA・インディアン・オポテュニティーズ・ファンド・ジャパンファンド投資証券（米ドル建て）」（以下「TIOF」という場合があります。運用：TATA アセット マネジメント プライベート リミテッド）と国内籍の「短期公社債マザーファンド受益証券」（運用：アセットマネジメントOne株式会社）に投資し、中長期的な投資信託財産の成長を目指すファンド・オブ・ファンズです。
   - ● TIOFおよび短期公社債マザーファンド受益証券への投資割合は、当ファンドの資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、TIOFの組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
   - ※ TIOFが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. 原則として為替ヘッジを行いません。

（分配方針）

原則として、年1回（毎年8月22日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆ 分配金額は、委託会社が基準価額水準や市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※ 運用状況により分配金額は変動します。
※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。**これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
また、投資信託は預貯金と異なります。
なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
当ファンドは実質的にインドの株式などに投資しますが、一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

● 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

● 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

● 流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

● 特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

● 信用リスク

有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

● 投資対象ファンドにかかる税制変更のリスク

当ファンドが組み入れる外国投資法人の設定地および当該外国投資法人が投資を行う国において、税制などの変更があった場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 ただし、申込締切時間は販売会社により午後2時その他販売会社が定める時間までとなる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・インドの証券取引所の休業日 ・モーリシャスの銀行の休業日 ・インドの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。

信託期間	2046年8月22日まで（2006年5月31日設定）
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とするTIOFが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）させます。 ・TIOFの主要投資対象が変更となる場合 ・TIOFの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年8月22日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、**3.3%(税抜3.0%)**を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	実質的な負担:ファンドの日々の純資産総額に対して最大で**年率2.06%(税抜1.95%)程度** ※上記はTIOFを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。 ・ファンド:ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.21%(税抜1.1%) ・投資対象とする外国投資証券:TIOFの純資産総額に対して年率0.85%(上限)
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　等 ※投資対象とするTIOFにおいては、有価証券等の売買手数料等がかかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

投資信託に関する留意点

投資信託は、

●預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

●購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。

●投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。

●お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

●投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆収益分配金に関する留意事項◆

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

●受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

●分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

委託会社およびファンドの関係法人

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会
＜受託会社＞三菱UFJ信託銀行株式会社
＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　URL https://www.am-one.co.jp/

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年10月13日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第6号	○		○	○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第45号	○		○		
株式会社清水銀行	登録金融機関　東海財務局長（登金）第6号	○				
三菱UFJ信託銀行株式会社 ※4	登録金融機関　関東財務局長（登金）第33号	○	○	○		
株式会社仙台銀行	登録金融機関　東北財務局長（登金）第16号	○				
株式会社大東銀行	登録金融機関　東北財務局長（登金）第17号	○				
株式会社東日本銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第52号	○				
株式会社みなと銀行	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第22号	○		○		
アーク証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第1号	○				
三菱UFJ　eスマート証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	
永和証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第5号	○				
株式会社SBI証券 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	
岡安証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第8号	○				
岡地証券株式会社	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第5号	○	○			
木村証券株式会社	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第6号	○				
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第35号	○	○	○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第67号	○	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第15号	○	○	○		
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者　北陸財務局長（金商）第5号	○				
CHEER証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3299号	○	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第8号	○				
七十七証券株式会社	金融商品取引業者　東北財務局長（金商）第37号	○				
みずほ証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第1771号	○				
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者　九州財務局長（金商）第1号	○				
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者　中国財務局長（金商）第5号	○				
むさし証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第105号	○			○	
楽天証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3335号	○	○			
西村証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第26号	○				
マネックス証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
岡三ビジネス＆テクノロジー証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第170号	○	○			
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第62号	○			○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第164号	○		○		
三木証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第172号	○				
三豊証券株式会社	金融商品取引業者　四国財務局長（金商）第7号	○				

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
PayPay証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第2883号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関　中国財務局長(登金)第11号	○				※1
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○	※1
北洋証券株式会社	金融商品取引業者　北海道財務局長(金商)第1号	○				※1
野村證券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	※1
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第169号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

（原則、金融機関コード順）

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。
○印は協会への加入を意味します。

2026年10月13日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
北海道労働金庫	登録金融機関　北海道財務局長（登金）第38号					
東北労働金庫	登録金融機関　東北財務局長（登金）第68号					
中央労働金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第259号					
新潟県労働金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第267号					
長野県労働金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第268号					
静岡県労働金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第72号					
北陸労働金庫	登録金融機関　北陸財務局長（登金）第36号					
東海労働金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第70号					
近畿労働金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第90号					
中国労働金庫	登録金融機関　中国財務局長（登金）第53号					
四国労働金庫	登録金融機関　四国財務局長（登金）第26号					
九州労働金庫	登録金融機関　福岡財務支局長（登金）第39号					
沖縄県労働金庫	登録金融機関　沖縄総合事務局長（登金）第8号					
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　株式会社SBI証券）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社常陽銀行（委託金融商品取引業者　めぶき証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第45号	○		○		
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

（原則、金融機関コード順）

指数の著作権などについて

世界産業分類基準（GICS）は、MSCI Inc.（MSCI）およびStandard & Poor's Financial Services LLC（S&P）により開発された、MSCIおよびS&Pの独占的権利およびサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社に対し、その使用が許諾されたものです。MSCI、S&P、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者のいずれも、かかる基準および分類（並びにこれらの使用から得られる結果）に関し、明示黙示を問わず、一切の表明保証をなさず、これらの当事者は、かかる基準および分類に関し、その新規性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性についての一切の保証を、ここに明示的に排除します。上記のいずれをも制限することなく、MSCI、S&P、それらの関係会社、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者は、いかなる場合においても、直接、間接、特別、懲罰的、派生的損害その他一切の損害（逸失利益を含みます。）につき、かかる損害の可能性を通知されていた場合であっても、一切の責任を負うものではありません。